

「信託法」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行等に伴う社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>（投資信託受益権の範囲）</p> <p>第 8 条の 3 機構は、法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する投資信託の受益権（投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。）のうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第 25 条第 1 項又は第 49 条の 4 第 1 項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。）において、当該投資信託の受益権の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、投資信託受益権として機構の振替業において取り扱う。</p>	<p>（投資信託受益権の範囲）</p> <p>第 8 条の 3 機構は、法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する投資信託の受益権（投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。）のうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 25 条第 1 項又は第 49 条の 4 第 1 項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。）において、当該投資信託の受益権の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、投資信託受益権として機構の振替業において取り扱う。</p>
<p>2 前項の場合において、投資信託受益権は次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その受益権を他の投資信託（<u>ファンド・オブ・ファンズを除く。</u>）の受託者に取得させることを目的としないもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>2 前項の場合において、投資信託受益権は次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的としないもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>（発行代理人）</p> <p>第 13 条 短期社債等又は一般債に係る新規記録手続について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、<u>規則で定める方法により</u>、あらかじめ機構に対し発行代理人としての申請を行わなければならない。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>（発行代理人）</p> <p>第 13 条 短期社債等又は一般債に係る新規記録手続について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、<u>あらかじめ機構に対し発行代理人としての申請を行わなければならない。</u></p> <p>2～8 (略)</p>
<p>（支払代理人）</p> <p>第 14 条 短期社債等又は一般債に係る払込後から抹消までの手続について、発行者に</p>	<p>（支払代理人）</p> <p>第 14 条 短期社債等又は一般債に係る払込後から抹消までの手続について、発行者に</p>

代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、規則で定める方法により、あらかじめ機構に対し支払代理人としての申請を行わなければならない。

2～8 (略)

(資金決済会社)

第15条 機構は、日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)のオンライン取引先を有する金融機関等から規則で定める方法により申請があったときは、資金決済会社としての登録を行う。

2～5 (略)

(加入者との契約)

第26条 口座管理機関は、第24条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)～(4) (略)

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項第15号に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第80条第2項又は第81条第2項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

(6)・(7) (略)

2～5 (略)

(間接口座管理機関の承認)

第27条 (略)

2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の登記事項証明書を提出するとともに、振替口座簿を作成し、これを備えること並びにこの規程及び規則その他機構が必要であると定める事項を遵守する旨を記載した所定の書面を承認申請書に添付しなければならない。

代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、あらかじめ機構に対し支払代理人としての申請を行わなければならない。

2～8 (略)

(資金決済会社)

第15条 機構は、日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)のオンライン取引先を有する金融機関等から申出があったときは、資金決済会社としての登録を行う。

2～5 (略)

(加入者との契約)

第26条 口座管理機関は、第24条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)～(4) (略)

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項第15号に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第80条第2項又は同第81条第2項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

(6)・(7) (略)

2～5 (略)

(間接口座管理機関の承認)

第27条 (略)

2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の登記事項証明書を提出するとともに、振替口座簿を作成し、これを備えること並びにこの規程及びその他規則で定める事項を遵守する旨を契約の内容として記載した書面を承認申請書に添付しなければならない。

3～6 (略)

(新規記録手続に係る発行者からの通知)

第37条 短期社債等の発行者(発行代理人が選任されている場合には発行代理人。以下次条第2項及び第41条第2号を除きこの節において同じ。)は、新たに短期社債等を発行する場合には、機構に対し、次に掲げる事項の通知を行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(抹消申請)

第54条 機構が振替機関として抹消を行う場合には、抹消申請機構加入者は、機構に対し、抹消申請情報及びDVP決済を行う場合の情報として次の各号に掲げる事項(以下この章において「抹消DVP決済情報」という。)を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

(決済方式の区分)

第58条の9 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP決済の指定をすることができる。

(1) 発行者及び払込加入者のそれぞれの資金決済会社が異なること。

(2)・(3) (略)

3 (略)

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

第58条の36 投資信託受益権の発行者は、新たに投資信託受益権を発行する場合であつて、かつ、当該投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項(以下この章において「銘柄情報」という。)の通知を行わなければ

3～6 (略)

(新規記録手続に係る発行者からの通知)

第37条 短期社債等の発行者(発行代理人が選任されている場合には発行代理人。以下第38条第2項及び第41条第2号を除きこの節において同じ。)は、新たに短期社債等を発行する場合には、機構に対し、次に掲げる事項の通知を行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(抹消申請)

第54条 機構が振替機関等として抹消を行う場合には、抹消申請機構加入者は、機構に対し、抹消申請情報及びDVP決済を行う場合の情報として次の各号に掲げる事項(以下この章において「抹消DVP決済情報」という。)を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

(決済方式の区分)

第58条の9 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP決済の指定をすることができる。

(1) 発行者及び払込加入者のそれぞれ資金決済会社が異なること。

(2)・(3) (略)

3 (略)

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

第58条の36 投資信託受益権の発行者は、新たに投資信託受益権を発行する場合であつて、かつ、当該投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項(以下この章において「銘柄情報」という。)の通知を行わなければ

ならない。

(1) ~ (13) (略)

(14) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

イ (略)

ロ その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもの

ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの

(15) (略)

2 ~ 4 (略)

(単年度積立額の配分)

第 59 条の 3 加入者保護信託契約に規定された単年度積立額(加入者保護信託が信託財産として受け入れる当該信託の信託事務年度ごとの金額をいう。以下同じ。)は、機構を振替機関とする振替制度及び法に基づく他の振替制度との間において、それぞれの振替機関が備える振替口座簿に記録された金額(定時償還銘柄である場合には実質金額、投資信託受益権である場合には振替口座簿に記録された口数に当該銘柄の 1 口当たりの元本金額を乗じた金額(1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)をいう。次項において同じ。)に応じて配分されるものとする。

2 機構は、その作成する振替口座簿について、平成 15 年度から平成 19 年度までの各信託事務年度の 3 月 31 日(以下「算定基準日」という。)における金額(以下「算定基礎金額」という。)の総額を翌年度 4 月末日(当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日)までに受託者に通知する。

3 (略)

ならない。

(1) ~ (13) (略)

(14) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

イ (略)

(新設)

ロ 前イに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの

(15) (略)

2 ~ 4 (略)

(単年度積立額の配分)

第 59 条の 3 加入者保護信託契約に規定された単年度積立額(加入者保護信託が信託財産として受け入れる当該信託の事業年度ごとの金額をいう。以下同じ。)は、機構を振替機関とする振替制度及び法に基づく他の振替制度との間において、それぞれの振替機関が備える振替口座簿に記録された金額(定時償還銘柄である場合には実質金額、投資信託受益権である場合には振替口座簿に記録された口数に当該銘柄の 1 口当たりの元本金額を乗じた金額(1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)をいう。次項において同じ。)に応じて配分されるものとする。

2 機構は、その作成する振替口座簿について、平成 15 年度から平成 19 年度までの各事業年度の 3 月 31 日(以下「算定基準日」という。)における金額(以下「算定基礎金額」という。)の総額を翌年度 4 月末日(当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日)までに受託者に通知する。

3 (略)

(負担金の支払方法及び支払期限)

第 59 条の 5 機構は、算定基準日における口座管理機関の名称、住所その他規則で定める事項について、当該算定基準日の属する信託事務年度の翌年度 4 月末日(当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日)までに受託者に通知する。

2 各口座管理機関は、その作成する振替口座簿について、算定基礎金額の総額(当該口座管理機関の下位機関に係る算定基礎金額を除く。)を当該算定基準日の属する信託事務年度の翌年度 4 月末日までに受託者に通知しなければならない。

3・4 (略)

5 前項の支払期限は、算定基準日の属する信託事務年度の翌年度 7 月末日とし、支払方法は受託者が指定する口座への入金その他の受託者の定める方法とする。

(積立ての期間)

第 59 条の 7 加入者保護信託に係るこの規程による積立ては、各算定基準日において負担金の支払義務を有する振替機関等が、当該算定基準日の属する信託事務年度に係る積立てを行う。

2 (略)

(途中参加における取扱い)

第 59 条の 8 平成 16 年度以降に口座管理機関となった場合における当該口座管理機関の負担金の取扱いについては、次の各号に掲げる口座管理機関となった時期の区分に従い当該各号に定めるところによる。

(1) 平成 16 年度以降、平成 19 年度までの間に口座管理機関となった場合
口座管理機関となった日の属する信託事務年度に係る負担金の支払時において、平成 15 年度から当該信託事務年度の直前信託事務年度までの期間に係る第 59 条の 4

(負担金の支払方法及び支払期限)

第 59 条の 5 機構は、算定基準日における口座管理機関の名称、住所その他規則で定める事項について、当該算定基準日の属する事業年度の翌年度 4 月末日(当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日)までに受託者に通知する。

2 各口座管理機関は、その作成する振替口座簿について、算定基礎金額の総額(当該口座管理機関の下位機関に係る算定基礎金額を除く。)を当該算定基準日の属する事業年度の翌年度 4 月末日までに受託者に通知しなければならない。

3・4 (略)

5 前項の支払期限は、算定基準日の属する事業年度の翌年度 7 月末日とし、支払方法は受託者が指定する口座への入金その他の受託者の定める方法とする。

(積立ての期間)

第 59 条の 7 加入者保護信託に係るこの規程による積立ては、各算定基準日において負担金の支払義務を有する振替機関等が、当該算定基準日の属する事業年度に係る積立てを行う。

2 (略)

(途中参加における取扱い)

第 59 条の 8 平成 16 年度以降に口座管理機関となった場合における当該口座管理機関の負担金の取扱いについては、次の各号に掲げる口座管理機関となった時期の区分に従い当該各号に定めるところによる。

(1) 平成 16 年度以降、平成 19 年度までの間に口座管理機関となった場合
口座管理機関となった日の属する事業年度に係る負担金の支払時において、平成 15 年度から当該事業年度の直前事業年度までの期間に係る第 59 条の 4 第 2 項第 1

第2項第1号に規定する定額負担金を、当該負担金に加えて支払うものとする。

(2) (略)

2～6 (略)

(負担金の不払時の取扱い)

第59条の10 (略)

2 (略)

3 第1項の負担金(以下「不払負担金」という。)については、不払負担金の生じた信託事務年度の翌信託事務年度において負担金を支払う口座管理機関(平成19年度においては当該年度に係る負担金を支払う口座管理機関)が、次項に規定するところにより再割当てを受け、当該再割当てに係る金額(以下「過年度負担金」という。)を負担する。

4 口座管理機関ごとの過年度負担金は、次の各号に掲げる不払負担金の生じた時期の区分に従い当該各号に定めるところにより、受託者が算定した金額(1円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)とする。

(1) 平成15年度から平成18年度までの間に係る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの過年度負担金 = 不払負担金

不払負担金の生じた信託事務年度の翌信託事務年度における口座管理機関ごとの振替口座簿における算定基礎金額の総額(下位機関に係る算定基礎金額を除く)・・・(a)

×
不払負担金の生じた信託事務年度の翌信託事務年度におけるすべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額

(2) (略)

5 過年度負担金に係る手続は、不払負担金の生じた信託事務年度の翌信託事務年度における負担金に係る手続と併せて行うものとする。ただし、前項第2号の場合においては、受託者は、同号の算式により過年度負担金を算定し、機構と協議の上決定した

号に規定する定額負担金を、当該負担金に加えて支払うものとする。

(2) (略)

2～6 (略)

(負担金の不払時の取扱い)

第59条の10 (略)

2 (略)

3 第1項の負担金(以下「不払負担金」という。)については、不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度において負担金を支払う口座管理機関(平成19年度においては当該年度に係る負担金を支払う口座管理機関)が、次項に規定するところにより再割当てを受け、当該再割当てに係る金額(以下「過年度負担金」という。)を負担する。

4 口座管理機関ごとの過年度負担金は、次の各号に掲げる不払負担金の生じた時期の区分に従い当該各号に定めるところにより、受託者が算定した金額(1円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)とする。

(1) 平成15年度から平成18年度までの間に係る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの過年度負担金 = 不払負担金

不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における口座管理機関ごとの振替口座簿における算定基礎金額の総額(下位機関に係る算定基礎金額を除く)・・・(a)

×
不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度におけるすべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額

(2) (略)

5 過年度負担金に係る手続は、不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における負担金に係る手続と併せて行うものとする。ただし、前項第2号の場合においては、受託者は、同号の算式により過年度負担金を算定し、機構と協議の上決定した支払期限

<p>支払期限及び支払方法と併せて口座管理機関に通知する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(機構に対する報告)</p> <p>第 59 条の 11 受託者は、機構に対し、各<u>信託事務年度</u>における次の各号に掲げる事項を、当該各号に掲げる日までに報告する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 口座管理機関ごとの負担金の収納額及び負担金の支払いを開始した<u>信託事務年度</u> 各<u>信託事務年度</u> 8 月末日</p> <p>2 受託者は、機構に対し、加入者保護信託命令第 15 条各号に掲げる書類につき各<u>信託事務年度</u>終了後 <u>3 か月</u>を経過した日までに提出する。</p> <p>(口座管理機関の合併等における取扱い)</p> <p>第 59 条の 12 口座管理機関が合併、会社分割及び事業譲渡等を行った日の属する<u>信託事務年度</u>に係る負担金は、当該合併、会社分割及び事業譲渡等の当事会社のうち、当該<u>信託事務年度</u>の算定基準日における支払回数が多い会社を基準として、機構が支払回数及び支払金額を決定する。</p> <p>(信託事務年度の解釈)</p> <p>第 59 条の 13 この章において<u>信託事務年度</u>とは、特に定めのある場合を除き、加入者保護信託の<u>信託事務年度</u>をいう。</p>	<p>及び支払方法と併せて口座管理機関に通知する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(機構に対する報告)</p> <p>第 59 条の 11 受託者は、機構に対し、各<u>事業年度</u>における次の各号に掲げる事項を、当該各号に掲げる日までに報告する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 口座管理機関ごとの負担金の収納額及び負担金の支払いを開始した<u>事業年度</u> 各<u>事業年度</u> 8 月末日</p> <p>2 受託者は、機構に対し、加入者保護信託命令第 15 条各号に掲げる書類につき各<u>事業年度</u>終了後 <u>3 ヶ月</u>を経過した日までに提出する。</p> <p>(口座管理機関の合併等における取扱い)</p> <p>第 59 条の 12 口座管理機関が合併、会社分割及び事業譲渡等を行った日の属する<u>事業年度</u>に係る負担金は、当該合併、会社分割及び事業譲渡等の当事会社のうち、当該<u>事業年度</u>の算定基準日における支払回数の多い会社を基準として、機構が支払回数及び支払金額を決定する。</p> <p>(事業年度の解釈)</p> <p>第 59 条の 13 この章において<u>事業年度</u>とは、特に定めのある場合を除き、加入者保護信託の<u>事業年度</u>をいう。</p>
---	---

2 附則

この改正規定は、信託法（平成 18 年法律 108 号）の施行の日（平成 19 年 9 月 30 日）から施行する。

「信託法」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行等に伴う社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>（同意書）</p> <p>第 4 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 登記上の商号又は名称</u></p> <p><u>(2) 登記上の本店所在地</u></p> <p><u>(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印</u></p> <p><u>(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)</u></p> <p><u>(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名(短期社債等の発行者(第 2 条第 1 項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続を行っていない者に限る。))及び一般債の発行者にあっては、業務担当者の役職名及び氏名に限る。)</u></p> <p><u>(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項</u></p> <p>4 発行者は、<u>第 2 項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。</u></p> <p>第 2 章の 2 <u>発行代理人、支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社</u></p> <p><u>(発行代理人の申請手続)</u></p> <p>第 4 条の 2 <u>規程第 13 条第 1 項に規定する規</u></p>	<p>（同意書）</p> <p>第 4 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 発行者は、<u>前項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。</u></p> <p>第 2 章の 2 <u>日銀ネット資金決済会社及び受託会社</u></p> <p>（新設）</p>

則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

(2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 登記事項証明書

(2) 代表者の印鑑証明書

(3) 機構に届出を要する事項を機構の定める様式により記載した書面

3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登記上の商号又は名称

(2) 登記上の本店所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(支払代理人の申請手続)

第 4 条の 3 規程第 14 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

(2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

(新設)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 代表者の印鑑証明書
- (3) 機構に届出を要する事項を機構の定める様式により記載した書面

3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印
- (4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)
- (5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名
- (6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(資金決済会社の登録申請の手続)

第 4 条の 4 規程第 15 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。 (新設)

- (1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。
- (2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 代表者の印鑑証明書
- (3) 機構に届出を要する事項を機構の定める様式により記載した書面

3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要す

る事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印
- (4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)
- (5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名
- (6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の5 規程第15条の2第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

- (1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。
- (2) (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印
- (4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)
- (5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の2 規程第15条の2第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

- (1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと
- (2) (略)

2 (略)

(新設)

名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(受託会社の登録申請の手続)

第4条の6 規程第15条の3第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

(2) (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登記上の商号又は名称

(2) 登記上の本店所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登記上の商号又は名称

(2) 登記上の本店所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者

(受託会社の登録申請の手続)

第4条の3 規程第15条の3第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと

(2) (略)

2 (略)

(新設)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

2・3 (略)

(新設)

届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

5 ~ 7 (略)

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第 8 条 (略)

2 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登記上の商号又は名称

(2) 登記上の本店所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

3 規程第 27 条第 1 項の規定により機構の承認を申請する者(直近上位機関から開設を受けようとする口座が投資信託受益権に係るものであることを明らかにした者に限る。)が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、第 1 項第 3 号に規定する書面において、その旨を届け出な

4 ~ 6 (略)

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第 8 条 (略)

(新設)

2 規程第 27 条第 1 項の規定により機構の承認を申請する者(直近上位機関から開設を受けようとする口座が投資信託受益権に係るものであることを明らかにした者に限る。)が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、前項第 3 号に規定する書面において、その旨を届け出なけ

ければならない。

- 4 機構は、前項に規定する場合において、機構の承認を申請する者から、指定販売会社として利用する日銀ネット資金決済会社の登録の申請があったときは、登録を行う。

(銘柄情報に係る発行代理人の通知事項等)
第 27 条の 5 規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(22) (略)

(23) 会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 17 号に規定する信託社債を発行するときは、当該信託社債についての信託を特定するために必要な事項

2 (略)

- 3 外債に関する第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 23 号の規定の適用については、同項第 1 号中「会社」とあるのは「発行者」と、同項第 3 号中「担保付社債信託法(明治 38 年法律第 52 号)の規定により物上担保」とあるのは「担保」と、「同法第 26 条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同項第 23 号中「会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 17 号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であって、信託財産のために発行するもの」とする。

4・5 (略)

(販社外振替情報に係る事項)

第 27 条の 49 (略)

2 (略)

- 3 規程第 58 条の 44 第 4 項に規定する投資信託受益権の課税情報は、次に掲げる事項とする。

ればならない。

- 3 機構は、前項に規定する場合において、機構加入者口座の開設を申請する者から、指定販売会社として利用する日銀ネット資金決済会社の登録の申請があったときは、登録を行う。

(銘柄情報に係る発行代理人の通知事項等)
第 27 条の 5 規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(22) (略)

(新設)

2 (略)

- 3 外債に関する第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定の適用については、同項第 1 号中「会社」とあるのは「発行者」と、同項第 3 号中「担保付社債信託法(明治 38 年法律第 52 号)の規定により物上担保」とあるのは「担保」と、「同法第 26 条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」とする。

4・5 (略)

(販社外振替情報に係る事項)

第 27 条の 49 (略)

2 (略)

- 3 規程第 58 条の 44 第 4 項に規定する投資信託受益権の課税情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) (略)
- (2) 当該投資信託受益権の受益者が個人（所得税法第 2 条第 3 号の居住者をいう。）か法人（同条第 6 号の内国法人をいう。）か非居住者（同条第 5 号の非居住者又は第 7 号の外国法人をいう。）かの別

（社債等に関する重要な通知事項）

第28条 (略)

2 投資信託受益権の発行者にあつては、前項第 7 号に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する方法で、機構に対し通知するものとする。

（社債等の内容の公示方法等）

第 30 条 (略)

2・3 (略)

4 機構が、第1項の規定により、一般債について公示する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)～(23) (略)

(24) 会社法施行規則第 2 条第 3 項第 17 号に規定する信託社債を発行するときは、当該信託社債についての信託を特定するために必要な事項

5～8 (略)

9 外債に関する第 4 項第 4 号、第 13 号、第 14 号及び第 24 号の規定の適用については、同項第 4 号中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同項第 13 号中「会社」とあるのは「発行者」と、同項第 14 号中「担保付社債信託法の規定により物上担保」とあるのは「担保」と、「同法第 26 条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同項第 24 号中「会社法施行規則第 2

(1) (略)

(2) 当該投資信託受益権の受益者が個人（所得税法第 2 条第 3 号の居住者をいう。）か法人（同法第 2 条第 6 号の内国法人をいう。）か非居住者（同法第 2 条第 5 号の非居住者又は第 7 号の外国法人をいう。）かの別

（社債等に関する重要な通知事項）

第 28 条 (略)

（新設）

（社債等の内容の公示方法等）

第 30 条 (略)

2・3 (略)

4 機構が、第1項の規定により、一般債について公示する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)～(23) (略)

（新設）

5～8 (略)

9 外債に関する第 4 項第 4 号、第 13 号及び第 14 号の規定の適用については、同項第 4 号中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同項第 13 号中「会社」とあるのは「発行者」と、同項第 14 号中「担保付社債信託法の規定により物上担保」とあるのは「担保」と、「同法第 26 条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」する。

<p>条第3項第17号に規定する信託社債」とあるのは「<u>信託の受託者が発行する外債であって、信託財産のために発行するもの</u>」とする。</p> <p>10 機構が、第1項の規定により、投資信託受益権の内容について公示する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回る場合においても当該価額を超える価額によっては買取又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>その受益権を他の投資信託の受益者に取得させることを目的とするもの</u></p> <p>ハ <u>前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>別表2 機構における口座区分 . 一般債 (別紙(新)参照)</p>	<p>10 機構が、第1項の規定により、投資信託受益権の内容について公示する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回る場合においても当該価額を超える価額によっては買取又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ <u>前イに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>別表2 機構における口座区分 . 一般債 (別紙(旧)参照)</p>
--	--

2 社債等に関する業務規程施行規則の一部を改正する件(平成18年1月10日)

新	旧
<p>附 則</p> <p>(一般債の特例)</p> <p>第2条 特例一般債のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、一般債とみなして、この改正規定による改正後の規則(以下「規則」という。)の規定(第4条の5、第4条の6、第5条第6項及び第7項、第8条第3項及び第4項、第5章、第27条の5、第27条の6、第27条の8から第27条の12まで、第5章の3、第28条第1</p>	<p>附 則</p> <p>(一般債の特例)</p> <p>第2条 特例一般債のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、一般債とみなして、この改正規定による改正後の規則(以下「規則」という。)の規定(第2章の2、第5条第5項及び第6項、第8条第2項及び第3項、第5章、第27条の5、第27条の6、第27条の8から第27条の12まで、第5章の3、第28条第9号及び10</p>

項第9号及び第10号並びに第2項並びに第30条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第27条の40第1号	(略)	(略)

号並びに第30条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第27条の40	(略)	(略)

3 社債等に関する業務規程施行規則の一部を改正する件(平成19年1月4日)

新	旧
附 則	附 則
<p>(投資信託受益権の特例)</p> <p>第2条 特例投資信託受益権のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この改正規定による改正後の規則(以下「規則」という。)の規定(第4条の2から第4条の4まで、第5章、第5章の2、第27条の42及び第30条を除く。)を適用する。</p>	<p>(投資信託受益権の特例)</p> <p>第2条 特例投資信託受益権のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この改正規定による改正後の規則(以下「規則」という。)の規定(第5章、第5章の2、第27条の42及び第30条を除く。)を適用する。</p>

4 附則

この改正規定は、信託法(平成18年法律108号)の施行の日(平成19年9月30日)から施行する。

一般債

口座区分	区分口座					
	口座名称	信託口（１）～（５）に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード	
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	00～04 10～14 40～44	
			課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	05～09 15～19 45～49	
	信託口（１）	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第3項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）割引債等及び国際機関債	20	
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	25	
	信託口（２）	当該機構加入者を受託者とする信託のうち租税特別措置法施行令第3条の3第3項に規定する集団投資信託（所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除く。）又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する一般債（当該受益者又は当該受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限る。）	源泉徴収不適用分等	利付債（利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。）割引債等及び国際機関債	21	
			課税分	所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債（今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。）並びに利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	26	
	信託口（３）	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）割引債等及び国際機関債	22	
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	27	
	信託口（４）	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）割引債等及び国際機関債	23	
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	28	
	信託口（５）	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般債（信託口（１）、信託口（２）、信託口（３）又は信託口（４）の欄に掲げるものを除く。）	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	24	
			課税分	利付債	29	
	質権口			源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	98
				課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	96
				源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	99
				課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	97
	顧客口	顧客口		源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	60～64 70～74 80～84
				課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	65～69 75～79 85～89

一般債

口座区分	区分口座					
	口座名称	信託口(1)～(5)に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード	
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00～04 10～14 40～44	
			課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05～09 15～19 45～49	
	信託口(1)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第3項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第13条第1項第1号に規定する受益者若しくは同項第2号に規定する委託者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	20	
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	25	
	信託口(2)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち租税特別措置法施行令第3条の3第3項に規定する合同運用信託又は所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者若しくは同項第2号に規定する委託者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該委託者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者又は同項第2号に規定する委託者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	21	
			課税分	所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者又は同項第2号に規定する委託者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)、並びに利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	26	
	信託口(3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項第1号に掲げる証券投資信託若しくは特定目的信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託又は所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者若しくは同項第2号に規定する委託者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	22	
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	27	
	信託口(4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項第2号に掲げる信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	23	
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	28	
	信託口(5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)の欄に掲げるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	24	
			課税分	利付債	29	
	質権口			源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	98
				課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	96
				源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	99
				課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	97
	顧客口	顧客口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	60～64 70～74 80～84
				課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	65～69 75～79 85～89